

大阪府立大学植物系同窓会 規約

定款（規約）

1. 目的 本会は、大阪府立大学植物系同窓会（大阪府立大学農学部・生命環境科学部植物系同窓会連絡協議会）といい、大阪府立大学の植物系研究室・学科・個人単位の単位同窓会の情報交換および会員の親睦をはかる。
2. 会員資格・役員 1) 本会は、植物系学科・研究室の卒業生（研究生など所属した者を含む）および教職員によって構成され、会には運営のために同窓会長（協議会長）1名、幹事（単位同窓会代表）数名、庶務・会計担当役員1名、会計監査役2名の役員を置く。
2) 役員は、総会の承認を得て決定する。
3. 事業 1) 本会は、会の目的を達成するために卒業生および会員の連絡先の掌握につとめ、公的な目的で使用される場合にはその情報を提供できる。
2) 本会は、会の目的を達成するために、総会と親睦交流会を毎年開催する。
3) 本会は、交付金、寄付金および会費によって運営する。
4) 本会の会計年度は毎年4月から始まり、3月に終わる。事業計画、予算、決算は総会で審議し、ホームページ等で会員に周知する。
4. 事務局 本会の事務局は、堺市中区学園町1-1 大阪府立大学生命環境科学研究科植物バイオサイエンス分野事務室に置く。
5. 会員 1) 登録：大阪府立大学農学部（農学研究科、農学生命科学研究科）および生命環境科学部・研究科に所属した者は会員登録出来る。登録は、単位同窓会または個人のいずれでも出来る。
2) 入会を希望する者は、学部または研究科に入学時に5000円を納入し、終身会員となることができる。
3) 前項2)以外で入会を希望する者は、随時、会費を納入し終身会員となることができる。
4) 退会を希望する者は、会長に届け出て、退会することができる。
6. 会員は、HPに掲示される内容を閲覧し、掲示板に投稿できる。
7. 単位同窓会は、本会のHPにリンクを張り、個別の活動に利用できる。
8. 会議 1) 会長は、協議会の運営の責任を持ち、総会において議長となる。
2) 幹事および役員は会長の任を補佐・協働し、会を円滑に運営する。
3) 記録 会議の内容は議事録として保存する。
9. 定款の施行・改訂 本定款は総会の議を経て発効する。改訂は、総会の議を経てできる。いずれも、出席の過半数をもって決定する。
10. 発足 本会は第1回総会時（平成21年10月17日）に発足する。
(次ページに続く)

- 附則
- 1) 本定款は、平成21年10月17日より発効する。
 - 2) 役員は下記のとおりとする（平成21年10月17日決定）。
 - 会長 山口裕文（住所省略）
 - 庶務・会計役 築瀬雅則（住所省略）。注：会計監査役は予算執行をともなう事業の始まる平成22年度より任命する。
 - 3) HPでの周知には個人情報を削除するものとする。